

議 第 4 号

キャッシュレス化の推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

キャッシュレス決済は、消費者の利便性向上のほか、人手不足やインバウンド需要への対応といった課題に直面している事業者の生産性向上につながるとともに、データの利活用によるイノベーションの実現等、経済全体への大きな効果も期待されている。

こうした中、国は「未来投資戦略2018」において、2割程度にとどまっているキャッシュレス決済比率を、2027年6月までに4割程度とする目標を示すとともに、本年10月の消費税率引き上げに伴い、キャッシュレス・消費者還元事業を実施し、中小・小規模事業者の決済端末の導入費用や支払手数料に対する補助を行うなど、普及に向けた支援を行っている。

しかしながら、中小・小規模事業者を中心に、支払手数料の高さや現場の事務負担から、依然として導入をためらう声が上がっており、キャッシュレス決済の導入に係る障害を解消するための更なる取組が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、キャッシュレス化の推進に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 中小・小規模事業者に対する決済端末費用や支払手数料の補助制度を、キャッシュレス・消費者還元事業期間以降も継続して実施すること。
- 2 実店舗等が負担している支払手数料等のあり方の見直しや、QRコード等の決済サービスの規格統一等、事業者が導入しやすい環境を整備すること。
- 3 セキュリティ対策の強化を指導するとともに、キャッシュレス決済の安全性や利便性に関する更なる理解促進を図るなど、消費者が利用しやすい環境を整備すること。